

令和6年度 鋼橋積算基準の改定について

国土交通省 道路局 国道・技術課 課長補佐 はいしま ひろのぶ
配島 洋伸

1. はじめに

鋼橋積算基準は、鋼橋製作および架設工事等のための請負工事費算定の根拠となる、標準的な歩掛や鋼橋製作工における製作工労務単価（直接労務費）等を設定しているもので、国土交通省が発注する鋼橋製作および架設工事等における予定価格の算定に使用されています。

これら鋼橋積算基準は、適切な積算に資するため、鋼橋製作現場の実態に即した内容であることが必要であり、国土交通省 道路局において実施している実態調査等において、社会情勢を踏まえた材料費の上昇や、最新の知見に基づく技術的動向、関連技術基準等を反映させた歩掛の見直しや新たな技術・工法等に基づく改定を行っています。

今回は、鋼橋製作に係る副資材費の改定のほか、鋼橋の製作工数、横断歩道橋の製作工数を見直し、鋼橋製作工労務単価を改定しています。

なお、図-1に鋼橋製作工の施工手順の一例を示します。

2. 鋼橋積算基準の改定概要

(1) 副資材費の改定

副資材費は、鋼橋製作に係る溶接材料および消耗材料で、加工鋼重当たり溶接材料込みの単価であり、既存の基準に対して以下のとおり見直しを実施しています。

■副資材費（円/t）

現行基準	今回の改定
17,300	18,200

(2) 鋼橋製作費の改定

鋼橋製作工数のうち、鋼橋本体製作工の製作現場の実態を踏まえ、既存の基準に対して以下のとおり見直しを実施しています（写真-1、2）。

■連続鈹桁 加工組立工数（人/個）

種別	現行基準	今回の改定
大型材片	1.22	1.47
小型材片	0.19	0.23

連続鈹桁の加工組み立てにおいて、大型材片とは、主桁、横桁、縦桁のフランジ、腹板とし、小型材片とは、大型材片につく補剛材、スプライスプレート、ソールプレートほか大型部材外の材片とする。

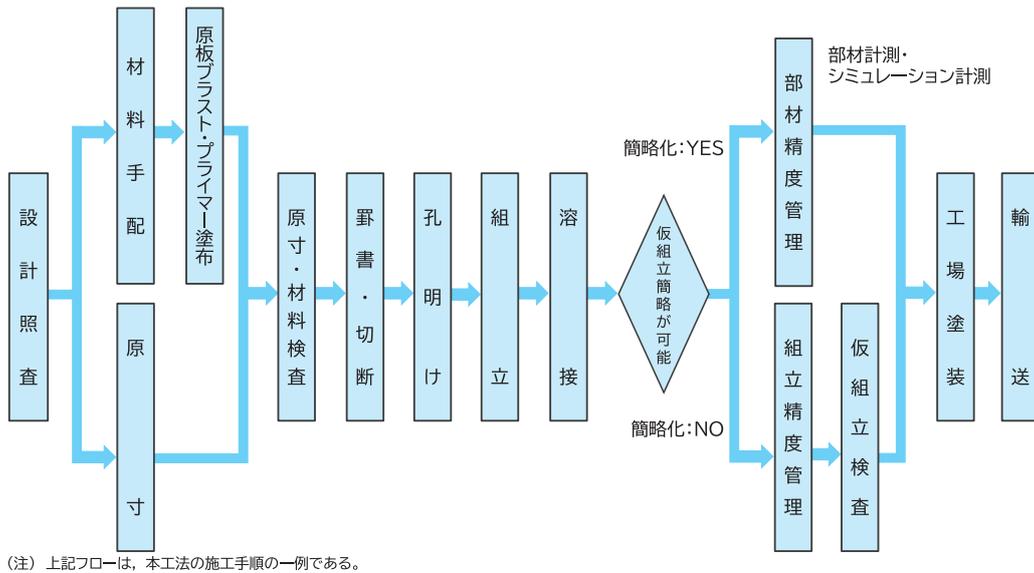


図-1 施工手順

■鋼床版鋳桁 加工組立工数 (人/個)

種別	現行基準	今回の改定
大型材片	0.99	1.24
小型材片	0.20	0.25

鋼床版鋳桁の加工組み立てにおいて、大型材片とは、デッキプレート、主桁、横桁、縦桁のフランジ、腹板とし、小型材片とは、縦リブ、地覆、大型材片につく補剛材、スプライスプレート、ソールプレートほか大型部材外の材片とする。

■角型鋼橋脚 加工組立工数 (人/個)

種別	現行基準	今回の改定
大型材片	3.70	4.09
小型材片	0.63	0.70

角型鋼橋脚の加工組み立てにおいて、大型材片とは、柱部、梁部のフランジ、腹板と、底部の底板とし、小型材片とは、縦リブ、大型材片につく補剛材、ダイヤフラム、スプライスプレートほか大型部材外の材片とする。

■角型アンカーフレーム 仮組立工数 (人/個)

種別	現行基準	今回の改定
全ての材片	11.67	13.84

アンカーフレームとは、鋼製脚基部、塔基部、ケーブル定着部、アーチリブ基部、ラーメン橋基部に取り付くフーチングとの接合部材を示す。

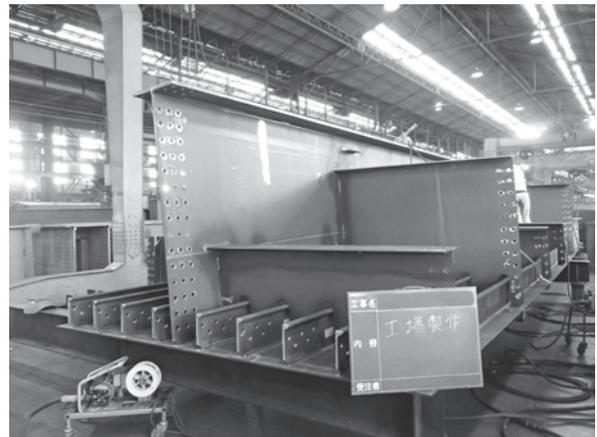


写真-1 鋼床版鋳桁

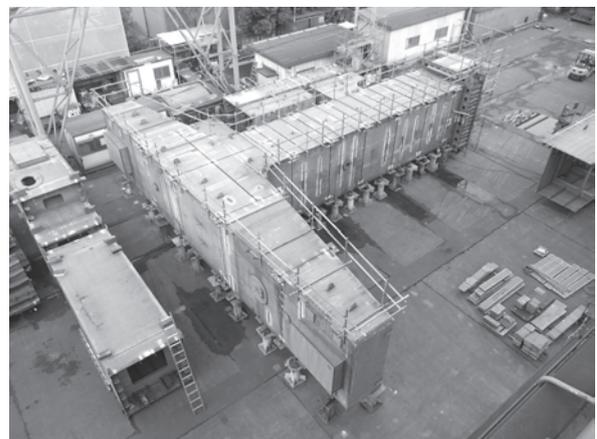


写真-2 角型鋼橋脚

(3) 横断歩道橋製作費の改定

横断歩道橋製作工の製作現場の実態を踏まえ、既存の基準に対して以下のとおり見直しを実施しています（写真－3）。

■桁本体部（人/t）

種別	現行基準	今回の改定
I 桁	11.3	12.8



写真－3 横断歩道橋

(4) 鋼橋製作工労務単価の改定

鋼橋製作に係る労務者賃金調査は、令和4年度竣工の直轄、地方自治体、高速道路会社等の工事

の受注実績がある企業を対象に、労務者の給与実態を調査しています。

■直接労務費（円/人）

現行基準	今回の改定
28,700	29,500

3. おわりに

今回紹介した積算基準については、国土交通省 道路局から各都道府県、政令市宛てに通知するとともに、国土交通省ならびに地方整備局等のホームページに掲載しています。

これらの基準については令和6年4月1日以降に入札書提出締切日が設定される地方整備局等発注の工事から適用となります。

今回の改定によって、より実態を踏まえた適切な積算が可能となるものと期待するとともに、今回は改定に至らなかった工種の実態についても引き続き注視しながら、より一層の合理化を図ってまいります。